

# 令和5年大船渡市議会第2回定例会

## 議案第1号～第6号説明要旨

大 船 渡 市

議案第1号(大船渡市民文化会館条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第3条	指定管理者が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができること等を定めるものである。
第4条	指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができること等を定めるものである。
第5条	会館の施設等の使用には許可が必要であること、許可をしない基準等について定めるものである。
第6条	使用許可の取消し等について定めるものである。
第7条	利用料金等について定めるものである。
第8条	利用料金の減免等について定めるものである。
第9条	利用料金の不還付等について定めるものである。
第10条	条項を整理するものである。
第11条	会館の施設等を使用する際に特別の設備を付加しようとする場合等は、許可が必要であること等を定めるものである。
第12条	使用者の原状回復義務等について定めるものである。
第13条	条項を整理するものである。
第14条	公の秩序を乱すおそれがあると認められる者等の入館の制限等について定めるものである。
第15条	会館の管理を指定管理者に行わせることを定めるものである。
第16条	指定管理者の指定の手續について定めるものである。
第17条	指定管理者の指定等の告示について定めるものである。
第18条	指定管理者の名称等に変更があった場合の届出等について定めるものである。
第19条	指定管理者が行う会館の管理の基準を定めるものである。
第20条	指定管理者の業務について定めるものである。
第21条	指定管理者が市長に提出する事業報告書について定めるものである。
第22条	条項を整理するものである。
別表	大ホール、楽屋及び附属施設の利用料金の上限額等を定めるものである。

## 2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	指定管理者の指定の手續等の準備行為は、この条例の施行日前でも行うことができることを定めるものである。

## 議案第2号(大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条 項	要 旨
第14条の2	既に印鑑の登録を受けている者が、多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合に、個人番号カードに加え、移動端末設備を使用することができることを定めるものである。

### 2 附則

この条例の施行期日を規則で定めることとするものである。
-----------------------------

議案第 3 号(大船渡市税条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
表 1 の項	
第81条	原動機付自転車のうち3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるものの軽自動車税の種別割の区分から、特定小型原動機付自転車を除くことについて定めるものである。
表 2 の項	
第34条の 8	個人の市民税に配当割額又は株式等譲渡所得割額が課された場合の所得割額の税額控除について、当該所得割額から税額控除することができない金額が生じたときに、当該金額を納付し、又は納入することができる対象に森林環境税を加えることについて定めるものである。
第37条	森林環境税を個人の市民税の均等割に併せて賦課し、及び徴収することについて定めるものである。
第40条	個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に、森林環境税額を加えることについて定めるものである。
第43条	給与所得に係る個人の市民税を特別徴収の方法により徴収する額に、森林環境税額を加えることについて定めるものである。
第46条	給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れができるものに、森林環境税額を加えることについて定めるものである。
第46条の 2	公的年金等に係る所得に係る個人の市民税を特別徴収の方法により徴収する額に、森林環境税額を加えることについて定めるものである。
第46条の 6	年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れができるものに、森林環境税額を加えることについて定めるものである。
附則第15条の 2	軽自動車税の環境性能割について、不正の手段等により国土交通省の認定を受け、当該認定が取り消された場合に生じた納付すべき額の不足額に加算する割合を100分の35とすることを定めるものである。

条 項	要 旨
附則第16条の2	軽自動車税の種別割について、不正の手段等により国土交通省の認定を受け、当該認定が取り消された場合に生じた納付すべき額の不足額に加算する割合を100分の35とすることを定めるものである。
表3の項	
第35条の3の2	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、異動がないことのみを記載した申告書を提出できることについて定めるものである。

## 2 附則

条 項	要 旨
第1条	この条例の施行期日を定めるものである。
第2条	市民税に関する経過措置を定めるものである。
第3条	軽自動車税に関する経過措置を定めるものである。

議案第4号(大船渡市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	文言を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を公布の日とするものである。
第2項	課税免除の対象施設等に係る経過措置を定めるものである。

議案第5号(大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	医療費の助成方法を現物給付とする対象者の年齢を15歳から18歳まで引き上げることに伴い、不要となった現物給付対象児の定義を削ることを定めるものである。
第10条	文言を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和5年8月1日とするものである。
第2項	改正後の条例は、令和5年8月受療分から適用するものである。



## 議案第6号(大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条 項	要 旨
附則第11条	新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に減免の対象となる第1号被保険者の介護保険料を、令和元年度から令和4年度までの介護保険料とし、その納期限を令和5年12月31日までとすることを定めるものである。

### 2 附則

この条例の施行期日を公布の日とし、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用するものである。
---